

1 基本方針見直しに当たって（イメージ）

■基本方針見直しの趣旨

本市では、平成13（2001）年から平成22（2010）年までの「人権教育のための国連10年伊丹市行動計画」の成果や課題、平成14（2002）年に国において策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために、平成22（2010）年10月に「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」を策定した。

方針に基づき、人権啓発センターを中心とした、さまざまな人権教育・啓発に取り組んできた。教育・啓発のみでなく相談などの人権擁護も含めた諸施策を、市全体で推進し、その取組結果は、毎年度、啓発記事とともに、「人権教育・啓発白書」の形に取りまとめてきた。白書はHP等で公表し、庁内各課や市民で共有するとともに、伊丹市人権教育・啓発推進会議に報告し、意見を聴くなどして、取組を推進してきた。

また、施策の推進に当たっては、行政だけでなく、人権擁護委員、人権教育指導員、人権啓発推進委員のほか、多くの市民、市民団体、事業者等との協働を図ってきた。

その他、「人権フェスティバル」や「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」の実施、人権啓発標語・作文・ポスターの募集、地域での市民による研修会の開催支援、街頭啓発活動の実施など、市民とともに人権啓発・教育活動を着実に進めてきた。

一方、この10年ほどの間の社会状況の変化は著しく、少子高齢化、グローバル化、情報化の加速、個人の価値観やライフスタイル、人とのつながり、コミュニケーションのあり方なども大きく変化している。

これら人権を取り巻く状況の複雑化・多様化により、インターネット上の人権侵害の深刻化や、性の多様性に関する問題、さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により浮き彫りになった様々な偏見・差別やジェンダー不平等、子どもの貧困や教育の問題など、人権課題もより一層、複雑多様なものとなっている。

これらの状況変化と市民意識の変化を踏まえ、本市の人権尊重のまちづくりをより一層進めるには、従来の人権教育・啓発施策の方策を、これからの時代変化をも見据えた、効果的・効率的で持続可能なものとするよう、基本方針を見直しすることとしたものである。

「一人ひとりが尊重され、多様な市民が、地域社会の中で、生き生きと暮らせるまち」を、市民と共に実現し、次世代に引き継いでいくために、基本方針に基づき、人権教育・啓発を推進していく。

■基本方針の見直し方法

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県の「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を勘案、これまでの取組の成果と課題、令和2（2020）年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、策定した。

内容については、伊丹市人権教育・啓発推進会議の意見や伊丹市人権教育・啓発施策

審議会の答申並びに伊丹市都市企業常任委員協議会及びパブリックコメントでの意見を受け、庁内横断組織である伊丹市人権教育・啓発推進本部において検討した。

■基本方針の位置づけ

この基本方針は、本市における人権施策に関する各計画が準拠すべき基本指針として、今後の市政における人権施策の基本的な考え方を示し、人権施策の効果的かつ効率的な実現を図るとともに、市民をはじめ、国・県、関係機関、事業者などに対して、本市の施策の展開方向を明らかにし、さまざまな主体の参画と協働の下に、人権施策の推進を図るためのものである。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、本市の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにし、地方公共団体の責務を表すものであるとともに、SDGsの趣旨に対応するものである。

今後、本市はこの基本方針に沿って、人権教育・啓発を積極的に推進するとともに、基本方針の趣旨を市民等に周知し、本市の人権尊重のまちづくりを進める。